

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年7月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900091号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000001号

## 第1 結論

昭和53年\*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年\*月から昭和57年3月まで

私の父は、私がA社を退職した後の昭和57年3月頃に、B市役所又はC社会保険事務所(当時)の窓口で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は、私の父がその場で16万円ぐらいを納付したはずである。請求期間について、保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されている届出(処理)年月日(昭和57年11月13日)及び請求者に係る国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)前後の任意加入被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続きは、同市において、昭和57年11月頃に初めて行われ、その際、強制加入被保険者として20歳到達時に遡って被保険者資格を取得していることから、加入手続き時点において、請求期間のうち、昭和53年\*月から昭和55年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、これらの状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿及び日本年金機構が保管している国民年金被保険者台帳において、請求者の請求期間の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900097号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000002号

## 第1 結論

昭和56年5月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年5月から昭和59年3月まで

昭和59年5月頃に、私の妻がA市役所B支所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をその場で納付したはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳の住所欄に記載されている変更後の年月日(昭和59年5月22日)及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は、A市において、昭和59年5月頃に初めて行われ、その際、国民年金の強制加入被保険者としてC社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日である昭和56年5月3日に遡って被保険者資格を取得していることから、当該加入手続時点において、請求期間のうち、同年5月から昭和57年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の妻は、昭和59年5月頃に、A市役所B支所の窓口で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をその場で納付したはずであると主張しているところ、A市は、請求期間当時、同市B支所では、国民年金担当窓口での国民年金保険料の収納は行っていなかった旨回答しており、当時の同市における保険料の取扱いと符合しない。

さらに、オンライン記録によると、社会保険事務所(当時)において、昭和60年8月7日に請求者に対して過年度納付書が作成された記録が確認でき、請求者は昭和59年度の保険料を現年度納付した領収証書を所持していることからすると、当該納付書の作成日において請求期間に係る保険料は未納の記録として管理されていたことが推認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。